

報道各位

新潟市環境対策課
新潟市保健所環境衛生課

新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染（砒素）の届出について（お知らせ）

新潟県生活環境の保全等に関する条例第75条に基づく土壌の汚染状況（砒素）に関する届出が令和元年7月19日付けでありました。

概要及び対応は次のとおりです。

記

1 概要

(1) 調査地点及び試料採取日

地点番号	調査地点	試料採取日
①	中央区幸西4丁目地内（市有地）	平成31年4月11日
②	中央区万代2丁目地内（国有地）	平成31年4月15日
③	中央区天神尾1丁目地内（市道）	令和元年5月21日

（本市の公共下水道工事に伴う事前の土壌調査）

(2) 基準値超過状況

○土壌溶出量

有害物質の種類	調査結果	基準値
砒素	① 0.039 mg/L	0.01 mg/L 以下
	② 0.026 mg/L	
	③ 0.031 mg/L	

2 対応

- ・ 周辺の井戸の設置状況を確認の上、地下水調査を実施し、周辺における汚染の状況を確認します。
- ・ 地下水を飲用している方がいる場合には、飲用しないよう指導します。

(参考)

○ 土壌溶出量基準

- ・ 地下水等経由の摂取リスク（土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲んで口にすることによるリスク）を考慮した基準。

○ 砒素

- ・ 健康への影響：皮膚炎、末梢神経障害、腎障害を及ぼすといわれている。また、発ガン性のある物質といわれている。
- ・ 用途：トランジスタ、半導体、ガラス、顔料、木材の防腐剤等。

本件についてのお問い合わせ先

【全般について】

新潟市環境対策課水質係

(直通) 025-226-1371

【飲用井戸関係について】

新潟市保健所環境衛生課環境衛生係

(直通) 025-212-8266